

横浜市グリーン電力調達実施要綱

制定 平成18年11月22日 環創温第636号（局長決裁）
最近改正 令和8年8月31日 脱脱ウ第283号（局長決裁）

（目的）

第1条 本要綱は、横浜市が行う電力の調達に際し、環境に配慮した電力供給契約を締結するために必要な事項を定める。

（環境に配慮した電力供給契約）

第2条 本要綱において、「環境に配慮した電力供給契約」とは、次の各号のいずれかに該当する電力供給契約をいう。

- (1) 供給される電力の再生可能エネルギー比率が100パーセントである電力を調達する電力供給契約（以下「第一号類型」という。）
- (2) 横浜市との電力供給契約の締結を希望する小売電気事業者の資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境配慮評価項目」を基準として評価したうえで締結する電力の供給契約（以下「第二号類型」という。）

2 前項第1号の「再生可能エネルギー比率が100パーセントである電力」とは、供給電力量の全量について再生可能エネルギー由来の環境価値が付与された電力をいう。

（対象組織等）

第3条 この要綱は、横浜市の全ての区局等が電力を調達する際に適用する。

（環境配慮評価項目）

第4条 第2条第1項第2号に定める第二号類型における環境配慮評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）
- (2) 再生可能エネルギーの導入状況等

（検討委員会の設置）

第5条 環境配慮評価項目等について検討を行い、小売電気事業者の再生可能エネルギー電力の供給割合の確認及び評価点の判定を行い、環境に配慮した電力供給契約の締結を適正に行うため、横浜市グリーン電力調達検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会に関して必要な事項は別に定める。

（評価）

第6条 横浜市との電力供給契約の締結を希望する小売電気事業者は、当該契約が第2条第1項第1号（第一号類型）に該当する場合は、供給電力に占める再生可能エネルギーの割合（見込）を記載した「環境配慮評価項目等報告書」（様式1）を提出するものとする。当該契約が同項第2号（第二号類型）に該当する場合は、環境配慮評価項目に係る数値及び評価点その他必要事項を記

載した様式1を提出するものとする。第一号類型、第二号類型ともに原則として年度ごとに定める期間内に、横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素ライフスタイル推進課（以下「脱炭素ライフスタイル推進課」という。）に提出するものとする。

- 2 第一号類型について、検討委員会は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認するとともに、再生可能エネルギー電力の供給割合について判定する。判定の結果、再生可能エネルギー比率が100パーセントである電力を供給することができる小売電気事業者は、横浜市との契約を締結する資格（以下「契約資格」という。）を有するものとする。
- 3 第二号類型について、検討委員会は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認するとともに、別紙に示す環境配慮評価基準等により、第二号類型に係る評価点を判定する。判定の結果、第二号類型に係る評価点の合計が50点以上の小売電気事業者が、契約資格を有するものとする。
- 4 第二号類型について、区局等は、50点を下回らない範囲で、評価点に係る契約資格を別に定めることができるものとし、その場合にあっては、当該定めに従うものとする。

（判定結果の通知）

第7条 脱炭素ライフスタイル推進課は、前条第2項及び第3項の規定による判定結果について、小売電気事業者に通知するとともに、区局等に通知するものとし、その概要についてインターネット等で公表するものとする。

- 2 区局等は、電力調達の結果を脱炭素ライフスタイル推進課に報告するものとする。

（事業者の努力）

第8条 横浜市と契約を行った小売電気事業者は、契約期間中においても、第6条第2項、第3項の規定による契約資格の水準を維持しながら電力を供給するよう努めるものとする。

- 2 前項の小売電気事業者は、横浜市から環境配慮の状況について説明や関係書類の提出を求められた場合は、可能な限り応じるものとする。

（要綱の改正）

第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況や社会情勢等を踏まえつつ、本要綱はおおむね一年に一度、改正することとする。

- 2 前項の改正を行うにあたっては、あらかじめ横浜市総務局と協議を行うこととする。

（判定結果の有効期間）

第10条 判定結果は、前条に規定する要綱の改正まで有効とする。

（事務処理）

第11条 この要綱に係る事務処理等は、脱炭素ライフスタイル推進課において行う。

附 則

この要綱は平成18年11月22日から施行する。

この要綱は平成19年11月7日から施行する。

この要綱は平成20年11月26日から施行する。
この要綱は平成21年11月25日から施行する。
この要綱は平成22年11月16日から施行する。
この要綱は平成23年5月1日から施行する。
この要綱は平成24年10月17日から施行する。
この要綱は平成26年9月24日から施行する。
この要綱は平成27年11月25日から施行する。
この要綱は平成28年10月14日から施行する。
この要綱は令和元年9月30日から施行する。
この要綱は令和2年9月10日から施行する。
この要綱は令和3年9月29日から施行する。
この要綱は令和4年9月30日から施行する。
この要綱は令和5年8月9日から施行する。
この要綱は令和6年8月23日から施行する。
この要綱は令和7年4月1日から施行する。
この要綱は令和7年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年8月31日から施行する。

【別紙】

＜環境配慮評価基準＞

環境配慮評価項目	区分	配点等
(1) 2024 年度の 1 k W h あたりの全電源平均 二酸化炭素基礎排出係数（注 1）（kg-CO ₂ /kWh）	0.30 未満	60
	0.30 以上 0.35 未満	55
	0.35 以上 0.40 未満	50
	0.40 以上 0.45 未満	45
	0.45 以上 0.50 未満	40
	0.50 以上 0.55 未満	35
	0.55 以上 0.60 未満	30
	0.60 以上	0
(2) 2024 年度の再生可能エネルギーの導入状況等（注 2）	45%以上	40
	30%以上 45%未満	30
	15%以上 30%未満	20
	5%以上 15%未満	15
	0%を超えて 5%未満	10
	導入していない	0
合計 (1) + (2)		100

（注 1）

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている2024年度の二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）。なお、基礎排出係数が公表されていない場合は、代替値を用いるものとする。

（注 2）

「再生可能エネルギーの導入状況」及び「未利用エネルギーの活用状況」それぞれの割合を合算して算出する。なお、算出方法は以下のとおりとする。

【再生可能エネルギーの導入状況の算定方式】

$$\text{2024 年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）}}{\text{供給電力量（需要端）}} \times 100$$

1. 再生可能エネルギーとは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第二条第 3 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）
2. 再生可能エネルギー電気の利用量は、次に掲げる利用量を合算して算出する。
ただし、他小売電気事業者への販売分は含まない。

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）
 - ② 他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）
（再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量を含める。）
3. 供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

【未利用エネルギーの活用状況の算定方式】

$$2024 \text{ 年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{供給電力量（需要端）}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
- ① 工場等の廃熱又は排圧
 - ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
 - ③ 高炉ガス又は副生ガス
3. 未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. 供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

【様式 1】

環境配慮評価項目等報告書

年 月 日

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局

脱炭素ライフスタイル推進課長

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 ・ 氏 名
問 合 せ 先 部 署 名
問 合 せ 先 担 当 者 名
問 合 せ 先 電 話 番 号
問 合 せ 先
E メ ー ル ア ド レ ス

横浜市グリーン電力調達実施要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。
なお、報告内容は事実と相違ありません。

【供給電力に占める再生可能エネルギーの割合】（第一号類型）

2027 年度電力契約における再生可能エネルギー100%の電力供給

☐	可能	☐	不可能
--------------------------	----	--------------------------	-----

該当する方に「○」を入力

【環境配慮評価項目に係る数値及び評価点】（第二号類型）

環境配慮評価項目	数値	評価点
(1) 2024 年度の 1 k W h あたりの 全電源平均 C O ₂ 基礎排出係数	(kg-CO ₂ /kWh)	点
(2) 2024 年度の再生可能エネルギーの 導入状況等	(Ⅰ) + (Ⅱ) (%) ※小数点以下第 2 位を切捨て	点
合計 (1) + (2)		点

【(2)の算定に係る内訳】※(Ⅰ)(Ⅱ)それぞれの端数処理は小数点以下第3位を切捨て

$$(Ⅰ) \text{ 再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}(\text{①}+\text{②})}{\text{供給電力量(需要端)}: A} \times 100$$

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)

② 他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)

A 供給電力量(需要端)

B ②のうち、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量(送電端)

①	kWh	②	kWh
A	kWh	B	kWh

$$(Ⅱ) \text{ 未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}: C}{\text{供給電力量(需要端)}: A} \times 100$$

C 未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)

C	kWh
---	-----

【供給可能な規模】 供給可能な規模の左側に「○」を入力 ※複数選択可

☐	2,000kW 以上 (特別高圧)	☐	500kW~2,000kW (高圧)
☐	500kW 未満 (高圧)	☐	50kW 未満 (低圧)